



# 愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

平成21年 3 月 9 日 曜日 第2045号外 1

◇ 目 次 ◇  
告 示

家畜伝染病予防のための消毒方法の実施..... 1

告 示

○愛媛県告示第 313 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

平成21年 3 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 2 実施する区域  
愛媛県内全域
- 3 実施の対象となる範囲  
100 羽以上の鶏、あひる、うずら、きじその他の家きん類を飼養する農場
- 4 実施すべき者  
3 の家きん類の所有者
- 5 実施の期日  
平成21年 3 月12日から同月31日まで
- 6 実施の方法  
消石灰の農場内散布